

○農林水産省告示第七十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成三十年三月二十六日農林水産省告示第六百八号（テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和三年六月二十八日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後	改 正 前
四 防除の内容 (一) テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成三十年農林水産省令第十二号。以下「省令」という。）第三条第一号の定めるところにより、防除区域において、植物防疫官がその行う検査の結果、テンサイシストセンチュウが存在していることを認めたほ場以外の場所においてしよくようだいおう、だいこん（テンサイシストセンチュウの防除を行うことを目的として栽培される葉だいこんを除く。以下同じ）、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の作付けをする場合等を除き、しよくようだいおう、だいこん、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の作付けをしてはならないこととする。 (二)・(三) (略)	四 防除の内容 (一) テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成三十年農林水産省令第十二号。以下「省令」という。）第三条第一号の定めるところにより、防除区域において、植物防疫官がその行う検査の結果、テンサイシストセンチュウが存在していることを認めたほ場以外の場所においてしよくようだいおう、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の作付けをする場合等を除き、しよくようだいおう、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の作付けをしてはならないこととする。 (二)・(三) (略)

附 則
この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。